

第20号の3様式記載の手引（その1）

「所在地」
本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）を有する法人が、本市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等も併記してください。

「法人名」
法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合は、当該法人課税信託の名称を併記してください。

「代表者氏名印」
この申告の提出時における法人の代表権を有する者の氏名を記載し、法人の代表者印（職印等）を押印してください。

「予定申告税額②」
(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
※ 税制改正に伴う経過措置により、令和元年10月1日以降に開始する最初の事業年度の予定申告に限り、法人税割額を「前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数」で計算してください。
(2) この金額に100円未満の端数があるときはその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

「この申告により納付すべき法人税割額④」
この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑰までの欄)
(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。
(2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。
(3) ⑰の欄は、⑨の欄の欄の合計金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。
※ 2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑰の欄は、次のとおり計算した金額を記載します。
$$\text{⑩} \times \frac{\text{⑨の上段（かっこ内）}}{\text{⑨の下段}}$$

- 1 この申告書の用途等
(1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
(2) この申告書は、秦野市長に1通（提出用）を提出してください。
(3) 申告書には、代表者の記名及び押印をお願いします。
- 2 各欄の記載のしかた
金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。

（あて先） 秦野市長

所在地 本町村が支店等の場合は本町村に併記する
事業種目
前期末現在の資本金の額又は出資金の額
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
前期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日

第1号の様式
第2号の様式
提出用

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (①)	①	0.00
予定申告税額 (① × 6 ÷ 前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②	0.00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	0.00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④	0.00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	0
円 × ⑥ ÷ 12	⑥	0.00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦	0.00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等

名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該市町村民税の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

前事業年度又は前連結事業年度の期間	この申告の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
前事業年度又は前連結事業年度の期間	法律15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	年 月 日 から	年 月 日 まで
区分	月数	従業員数	均等割額
法人税割額			
市町村民税の特定交付金税額控除額			
外国の法人税等の額の控除額			
租税免除の実施に係る法人税割額の控除額			
納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪-⑫-⑬			
均等割額			
均等割額			
均等割額			

関与税理士 印

「秦野市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数」
当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業員の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業員の数を記載します。
※ 従業員数は、必ず記載してください。

「この申告の期間」
当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間を記載します。

「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」
2以上の市町村に事務所等を有する法人が、修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするときに記載してください。この場合に記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。

「管理番号」
本市が各事業所に付番しております管理番号（7桁）を「管理番号」欄に記載してください。

「法人番号」
13桁の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

「事業種目」
「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付けてください。

「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」
前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額（法人税の明細書（別表5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。）を記載します。なお、かっこ内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。

「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」
前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額（法人税の明細書（別表5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。）を記載します

「前期末現在の資本金等の額」
次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
(1) 連結申告法人以外の法人 (③に掲げる法人を除きます。)
地方税法第292条第1項第4号の5に定める額
(2) 連結申告法人 (③に掲げる法人を除きます。)
地方税法第292条第1項第4号の5に定める額
(3) 保険業法に規定する相互会社
地方税法施行令第45条の5において準用する地方税法施行令第6条の25第2号又は第3号に定める金額

「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの連結事業年度分」
〇に事業年度又は連結事業年度の開始年月日と終了年月日を記載してください。

「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」
この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。
※ 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。

「円 × ⑥ ÷ 12 ⑥」
均等割額に⑤の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。

第20号の3様式記載の手引き(その2)

3 均等割の税率

均等割の税率は、次の表の区分によって記載してください。

資本金等の額	年 額	
	従業員数50人超	従業員数50人以下
50億円を超える	3,000,000円	410,000円
10億円を超える50億円以下	1,750,000円	
1億円を超え10億円以下	400,000円	160,000円
1000万円を超え1億円以下	150,000円	130,000円
1000万円以下	120,000円	50,000円
・法人税法第2条第5号に規定されている公共法人で均等割が課税されるもの ・地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの ・人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引き受けを行うもの ・一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) ・法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	50,000円	

注 1 「資本金等の額」とは、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における法人税法第2条16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)に無償増資及び無償減資等による欠損てん補を行った金額を調整した金額をいいます。

- ※ 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る「資本金等の額」は、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をいいます。
- 2 「従業者数」とは、市内に有する事務所等又は寮等の従業者(役員を含む。)の数の合計数を言います。
- 3 公益法人等とは公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型)、一般財団法人(非営利型)、認可地縁団体及び特定非営利活動法人などを言います。

適格合併に係る合併法人が次に掲げる予定申告を行う場合の「予定申告税額②」欄の計算方法

1 吸収合併の場合の合併法人の予定申告

(1) 当該合併法人の前事業年度又は前連結事業年度中に適格合併があった場合

$$\left(\frac{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の確定法人税割額}}{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \times 6 \div \left(\frac{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の確定法人税割額}}{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の月数}} \times \left(\frac{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度開始の日から適格合併の日までの月数}}{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \times 6 \div \frac{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の月数}} \right) \right)$$

(2) 当該合併法人の当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間内に適格合併があった場合

$$\left(\frac{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の確定法人税割額}}{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \times 6 \div \left(\frac{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の確定法人税割額}}{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の月数}} \times \frac{\text{合併法人の当該適格合併の日から当該事業年度又は当該連結事業年度開始後6月を経過した日の前日までの月数}}{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \div \frac{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の月数}} \right)$$

2 新規合併(適格合併により設立された法人に限る)の場合の合併法人の予定申告

$$\left(\frac{\text{各被合併法人ごとの}}{\left(\frac{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の確定法人税割額}}{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の月数}} \right)} \right) \times 6 \div \left(\frac{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の確定法人税割額}}{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6カ月未満の場合はその直前の事業年度)の月数}} \right) \text{の額の合計額}$$

※上記1.2とも月数は層に従って計算し、1月に満たない端数を生じた時は、1月に切り上げます。

平成27年度税制改正について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から、**税割及び均等割**の税率区分の基準となる「**資本金等の額**」が変更されました。

※ 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定により算定した前事業年度末日現在の**資本金等の額**を用いることとする経過措置が設けられています。

① 「資本金等の額」(地方税法第292条第1項第4号の5)

《改正前》

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(連結法人については、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)

《改正後》(平成27年4月1日以後に開始する事業年度分)

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(連結法人については、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)

ただし、無償増資(※1)、無償減資等による欠損てん補(※2)を行った場合は、調整後の金額

(※1) 無償増資

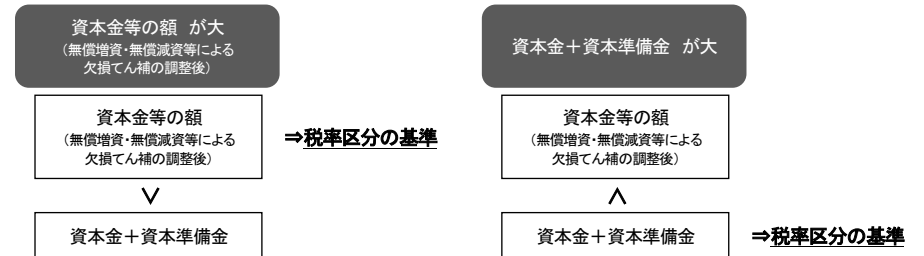
平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する。

(※2) 無償減資等による欠損てん補

- ・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資(金銭その他の資産を交付したものを除く)による欠損のてん補を行った場合及び資本準備金の減少による欠損のてん補を行った場合、欠損のてん補に充てた金額を控除する。
- ・平成18年5月1日以後に、剰余金による損失のてん補を行った場合、損失のてん補に充てた金額を控除する。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから一年以内に損失のてん補に充てた金額に限る。

② 資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損てん補の調整後)と資本金の額+資本準備金の額との比較

①の調整後の資本金等の額と資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を比較し、**大きい方の額を均等割の税率区分の基準とします。**(地方税法第312条第6項～第8項)



※ 資本金の額

法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における32の④の欄の金額

※ 資本準備金の額

法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における33の④の欄の金額